

8 福薬発第 1 0 9 号

令和 8 年 7 月 1 7 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

会長 小田 真稔

**メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠18mg、同錠27mg及び同錠36mg）  
の薬局間譲渡・譲受に係る取扱いについて**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、日本薬剤師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

コンサータ錠18mg、同錠27mgおよび同錠36mgについては、需要の増加による限定出荷が続いており、医療機関および薬局において十分な量を確保できない状況が生じています。

このため、令和 8 年 7 月 15 日から供給不足が解消されるまでの当分の間、譲渡側・譲受側の双方がADHD適正流通管理システム登録薬局であること、かつ、下記の内容を要件として、薬局間での譲渡・譲受が特例的に認められることとなりました。

また、限られた在庫が必要な患者へ行き渡るよう、過剰な発注や買い込みを厳に慎むとともに、必要に応じて薬局間での融通を含め、地域の医療関係者と連携してご対応くださいますようお願いいたします。

つきましては、別添通知をご確認のうえ、貴会会員へご周知くださいますようお願いいたします。

記

**【コンサータの薬局間譲渡・譲受の特例措置に係る留意事項】**

- 譲渡側・譲受側の双方が「ADHD適正流通管理システム」の登録薬局であることを確認すること
- 譲渡・譲受する数量は、患者への調剤に必要な範囲に限ること
- 譲渡・譲受を行った当日中に、同システムへ報告すること
- 譲渡・譲受の内容を帳簿に必要事項（規格、数量、相手方薬局の名称等）を記載すること
- コンサータの製造販売業者またはADHD適正流通管理システム事務局から、同システムへの報告内容の詳細について問い合わせがあった場合は適切に対応すること

以 上

日 薬 情 発 第 81 号  
令 和 8 年 7 月 15 日

都道府県薬剤師会 会長殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 岩 月 進  
( 会 長 印 省 略 )

メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠18mg、同錠27mg及び  
同錠36mg）の薬局間譲渡・譲受に係る取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医薬局総務課長、同局医薬品審査管理課長  
ほかより別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠18mg・27mg・36mg）の供給  
状況については、令和8年5月27日付け日薬業発第83号にてお知らせしたと  
おり、近年の需要増加に伴う限定出荷の影響により、医療機関及び薬局にお  
いて十分な量が確保できない状態が続いております。

本剤は不正流通防止の観点から、薬局間の譲渡・譲受が認められないなど  
厳格な流通管理が行われていますが、今般の供給不足への対応として、供給  
不足が解消されるまでの当分の間、ADHD適正流通管理システムに登録してい  
る薬局間において、コンサータ錠の譲渡・譲受を特例的に認めることとされ  
ました。

本特例措置では、譲渡薬局と譲受薬局の双方が登録薬局であることを事前  
に確認するとともに、譲渡・譲受を行った日に、ADHD適正流通管理システム  
を通じて必要事項を報告すること等が求められております。

なお、本特例措置の期間は令和8年7月15日から、供給不足が解消される  
まで当分の間とされております。

本剤の適正な流通管理を継続し、必要な患者に適切に供給できるよう、会  
務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員へご周知くださいますようお願い申  
し上げます。

医 薬 総 発0715 第3号  
医 薬 審 発0715 第4号  
医 薬 安 発0715 第3号  
医 薬 監 麻 発0715 第3号  
医 政 産 情 企 発0715 第4号  
令 和 8 年 7 月 1 5 日

公益社団法人日本薬剤師会 会長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 総 務 課 長  
(公 印 省 略)  
厚 生 労 働 省 医 薬 局 医 薬 品 審 査 管 理 課 長  
(公 印 省 略)  
厚 生 労 働 省 医 薬 局 医 薬 安 全 対 策 課 長  
(公 印 省 略)  
厚 生 労 働 省 医 薬 局 監 視 指 導 ・ 麻 薬 対 策 課 長  
(公 印 省 略)  
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 薬 産 業 振 興 ・ 医 療 情 報 企 画 課 長  
(公 印 省 略)

メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠  
36mg）の薬局間譲渡・譲受に係る取扱いについて

標記について、別添写しのとおり、各都道府県等の衛生主管部（局）長宛て通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしく  
お願いします。

医 薬 総 発0715 第1号  
 医 薬 審 発0715 第2号  
 医 薬 安 発0715 第1号  
 医 薬 監 麻 発0715 第1号  
 医 政 産 情 企 発0715 第2号  
 令 和 8 年 7 月 1 5 日

各 { 都 道 府 県  
 保 健 所 設 置 市  
 特 別 区 } 衛生主管部（局）長殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 総 務 課 長  
 （公 印 省 略）  
 厚 生 労 働 省 医 薬 局 医 薬 品 審 査 管 理 課 長  
 （公 印 省 略）  
 厚 生 労 働 省 医 薬 局 医 薬 安 全 対 策 課 長  
 （公 印 省 略）  
 厚 生 労 働 省 医 薬 局 監 視 指 導 ・ 麻 薬 対 策 課 長  
 （公 印 省 略）  
 厚 生 労 働 省 医 政 局 医 薬 産 業 振 興 ・ 医 療 情 報 企 画 課 長  
 （公 印 省 略）

メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg）  
 の薬局間譲渡・譲受に係る取扱いについて

メチルフェニデート塩酸塩製剤の使用については、「塩酸メチルフェニデート製剤の使用にあたっての留意事項について」（平成 19 年 10 月 26 日付け薬食総発第 1026001 号、薬食審査発第 1026002 号、薬食安発第 1026001 号、薬食監麻発第 1026003 号厚生労働省医薬食品局総務課長、審査管理課長、安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知。以下「留意事項通知」という。）及び「メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg）の使用にあたっての留意事項について」（令和元年 9 月 4 日付け薬生総発 0904 第 1 号、薬生薬審発 0904 第 3 号、薬生安発 0904 第 1 号、薬生監麻発 0904 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長、医薬安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）により示してきたところです。

メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg。以下「コンサータ」という。）については、令和 7 年 9 月以降、限定出荷の状況が

続いていること等を踏まえ、留意事項通知等の規定に関わらず、下記のとおり、令和8年7月15日から供給不足が解消されるまでの当分の間、ADHD 適正流通管理システム事務局が構築する ADHD 適正流通管理システムに登録している薬局（以下「登録薬局」という。）間において譲渡・譲受を認めることとしますので、御了知の上、貴管下の薬局等に対して周知願います。

## 記

### 1. コンサータの薬局間譲渡・譲受の特例措置について

留意事項通知の「3. 薬局における調剤に関する周知事項について」の（2）における「リタリン又はコンサータを薬局間で譲渡・譲受しないようにすること。」の規定に関わらず、令和8年7月15日から供給不足が解消されるまで当分の間、登録薬局間において、コンサータの譲渡・譲受を認めることとする。

### 2. 留意事項

1. の特例措置により、登録薬局間においてコンサータを譲渡・譲受するに当たっては、以下の点に留意すること。

- （1）相手方の薬局が登録薬局であることをそれぞれが事前に確認すること。
- （2）登録薬局がコンサータの譲渡を依頼する数量については、患者に対する調剤において当分必要な数量に限るものとする。
- （3）コンサータを譲渡した登録薬局及び譲受した登録薬局は、それぞれ譲渡・譲受を行った日に、ADHD 適正流通管理システムを通じ、ADHD 適正流通管理システム事務局に当該譲渡・譲受に係る必要事項（規格、数量、相手方薬局の名称等）を報告すること。

（ADHD 適正流通管理システム）

<https://www.adhd-vcdcs.jp>

なお、コンサータの譲渡・譲受を行った際、登録薬局は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の規定にのっとり、帳簿に必要事項（品名、数量、年月日、相手方登録薬局の氏名又は名称及び住所）を記載すること。

- （4）コンサータの製造販売業者又は ADHD 適正流通管理システム事務局から、コンサータの譲渡・譲受を行った薬局に対して、適正流通の観点から、上記（3）の報告等の詳細について問い合わせる可能性があるため、その際には適切に対応すること。

### 3. その他

本特例措置を終了する際は、改めて通知することとする。